

議第3号

大津湖南都市計画地区計画の変更について

日時：平成30年10月24日（水）

草津市 都市計画課

次第

1. これまでの経緯について
2. 関係法令の改正について
3. 地区計画変更(案)について
4. 今後のスケジュール

1. これまでの経緯について

- ・市変更原案の作成

縦覧3件

- ・条例に基づく案の縦覧
(平成30年7月18日～7月31日)

- ・意見書の受付
(平成30年8月1日～8月7日)

意見なし

- ・案の縦覧および意見書の受付
(平成30年9月19日～10月3日)

縦覧2件、意見なし

- ・草津市都市計画審議会(諮問)
(平成30年10月24日) **本日**

2-1. 関係法令の改正について

① 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年8月）

(1) 建築基準法施行令 第三十条の八の二 → 第三十条の八の三

【対象地区計画】

- ・野路西部地区（E地区）

(2) 建築基準法別表第2

（ち）項第三号および第四号 → （ち）項第二号および第三号

【対象地区計画】

- ・野路東部地区（駅前地区、駅周辺地区）
- ・追分丸尾地区（名神沿道地区）
- ・野路西部地区（E地区）

2-2. 関係法令の改正について

② 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成30年4月)

建築基準法別表第2 (ち)項以降にずれが生じる。

(例) ち項→り項、り項→ぬ項

【対象地区計画】

- ・野路東部地区(駅前地区、駅周辺地区)
- ・追分丸尾地区(幹線沿道B地区、名神沿道地区)
- ・野路西部地区(E地区)

2-3. 関係法令の改正について

③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成10年5月、平成28年6月）

(1) 第二条第四項「風俗関連営業」

→ 第二条第六項「店舗型性風俗特殊営業」

【対象地区計画】

・野路東部地区（駅前地区、駅周辺地区）

2-4. 関係法令の改正について

- (2) ナイトクラブ、ダンスホールが風俗営業から除外
→制限内容を保持するために、**ナイトクラブ、ダンスホールの表記を追記**する。

【対象地区計画】

- ・木川地区(A地区、B地区、C地区)
- ・追分丸尾地区(名神沿道地区)
- ・野路国道沿道地区
- ・野路西部地区(A地区、B地区)
- ・草津駅西地区(B地区、C地区)
- ・若草地区(商業施設地区)

※ダンスホール

→「カラオケボックスその他これに類するものとして取り扱う」

(国土交通省 技術的助言より)

2-5. 関係法令の改正について

(3) 法改正に伴う用途地域の制限内容

○: 建築可 ×: 建築不可 △: 10,000㎡以下で可

用途地域	ナイトクラブ		ダンスホール	
	改正前	改正後	改正前	改正後
第二種住居地域	×	×	×	△
近隣商業地域(今回対象)	×	○	×	○
商業地域	○	○	○	○
準工業地域	○	○	○	○
工業地域	×	×	×	△

地区計画では、従前と同様の制限内容になるよう見直しを行う

【対象地区計画】

- ・木川地区(A地区、C地区)

2-6. 関係法令の改正について

変更を行う地区計画一覧表

○:変更有 -:変更無

地区計画	地区名	変更内容					
		①-(1)	①-(2)	②	③-(1)	③-(2)	③-(3)
野路東部	駅前地区	-	○	○	○	-	-
	駅周辺地区	-	○	○	○	-	-
木川	A地区	-	-	-	-	○	○
	B地区	-	-	-	-	○	-
	C地区	-	-	-	-	○	○
追分丸尾	幹線沿道B地区	-	-	○	-	-	-
	名神沿道地区	-	○	○	-	○	-
野路国道沿道	-	-	-	-	-	○	-
野路西部	A、B地区	-	-	-	-	○	-
	E地区	○	○	○	-	-	-
草津駅西	B、C地区	-	-	-	-	○	-
若草	商業施設地区	-	-	-	-	○	-